

環境基本計画の

推進・管理

第5章 環境基本計画の推進・管理

1. 環境基本計画の推進体制

本計画は、以下の体制で推進します。

市民、事業者、行政が、それぞれの立場や地域で主体的に環境基本計画の施策に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。

- ・総合計画を推進する「養父市まちづくり推進本部」のプロジェクトチームとして「(仮称)環境基本計画推進プロジェクトチーム」を設置し、環境基本計画の推進管理、各部局の総合調整などを行います。
- ・各部局は、プロジェクトチームからの指示を受けて実施計画を策定し、具体的な事業の実施を行います。
- ・市民と事業者は行政からの情報提供を受け、事業への参画・協働を図るものとします。
- ・市の部局間調整や市民・事業者に対する窓口として、市の組織に事務局（環境課所管）を設置します。

この体制のもと、市民・事業者・行政が協働して養父市の環境基本計画を推進していきます。

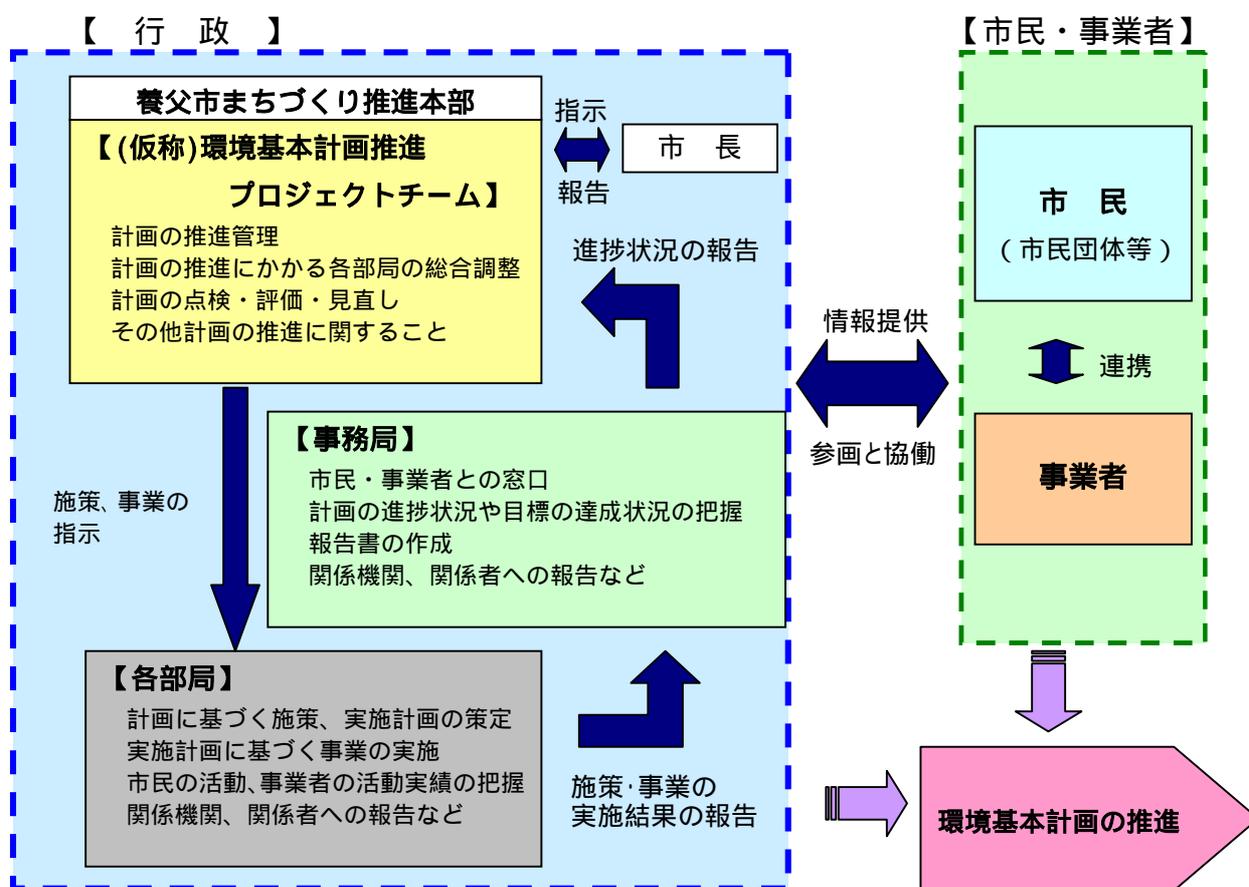


図 5-1 計画の推進体制

2. 計画の進行管理

本計画は、施策の進捗状況を毎年確認し、継続的に推進するため、P D C Aサイクルによる進行管理を行います。

(1) 計画 (Plan) と実行 (Do)

環境基本計画の施策は、市民・事業者の参加や、協働を図りながら、関係部局が、「人と自然がよりよい未来を育むまち」の実現のために優先的に推進するように努めます。

(2) 評価 (Check)

環境基本計画の施策の進捗状況などは、関係部局を通じて事務局にて集約し、評価を実施します。結果は市民、事業者などにも広く情報提供を行います。

(3) 改善 (Act)

「(2)評価」の結果を踏まえて、個別施策の見直しを行います。継続的な改善を図るために、毎年度見直しを加えていきます。

(4) 点検・評価結果の公表

「(2)評価」や「(3)改善」結果及び協議の経緯を環境報告書やホームページで公表します。また公表とあわせて、市民・事業者などから広く意見を伺います。

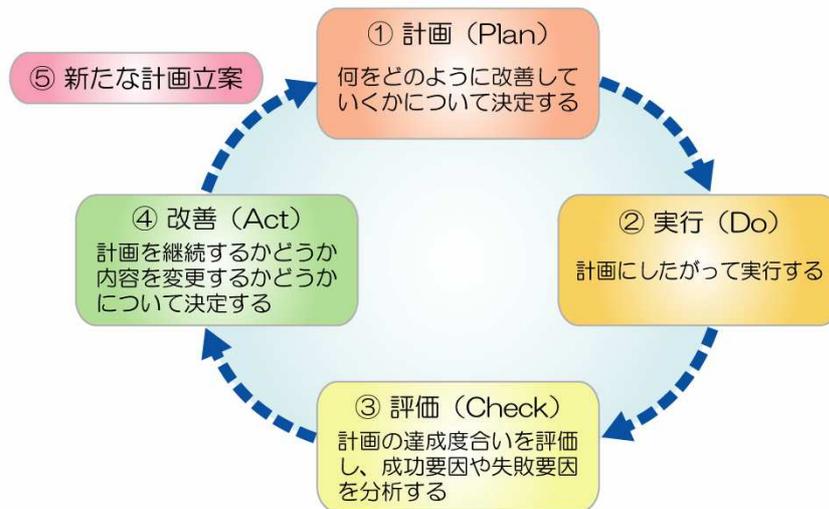


図 5-2 P D C Aサイクル

P D C Aサイクル： 計画 (Plan) 実行 (Do) 評価 (Check) 改善 (Act) のプロセスを順に実施していくマネジメントサイクルです。

最後の 改善 (Act) では 評価 (Check) の結果から、最初の 計画 (Plan) の内容を継続・修正・破棄のいずれかにして、新たな計画として立案し、次のサイクルの 計画 (Plan) に繋がります。

このらせん状のサイクルを繰り返すことで、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進する手法を P D C Aサイクルといいます。

3．計画の円滑な推進にむけて

(1) 関係機関との連携

地球温暖化問題をはじめとして、酸性雨、大気汚染、廃棄物の問題など、環境問題は市域、県域そして国境を越えた問題が多く、広域的に取り組むべき対策が少なくありません。これらに対する施策は、大きくは国、県などの役割とし、養父市はそれら関係機関と十分な連携を図りながら、県北部の関係市町とともに地域における施策を推進します。

なお、施策の実施並びに点検・評価を進める中で、新たな制度の創設や既存の制度の改正を必要とする場合には、積極的に県や国などへ要望していきます。

(2) 調査研究の推進

環境に関わる問題は、広域的かつ複層的であり、多分野に関わる課題を抱えています。ますます複雑化・専門化していく環境問題に適切に対応していくために、様々な分野における調査研究を推進し、また最新情報を収集する必要があります。

そこで、国・県や各種研究機関、学識経験者などと連携を図りながら、環境の保全及び創造に関連し、必要な調査研究や情報収集に努めます。

[調査研究・情報収集の分野例]

- ・ 自然環境の現況に関する分野
- ・ 利活用による養父市活性化に関する分野
- ・ 環境変化の調査・予測手法に関する分野
- ・ 社会システム（市民の参加・協働の仕組みなど）に関する分野
- ・ 環境政策（条例の制定、規制制度など）に関する分野 など